

平成26年(1月～12月)における火災の状況(確定値)

防災情報室

1 総出火件数は、4万3,741件、前年より4,354件の減少

平成26年(1月～12月)における総出火件数は、4万3,741件で、前年より4,354件減少(-9.1%)しています。

これは、おおよそ1日あたり120件、12分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、次表のとおりです。

平成26年(1月～12月)における火災種別出火件数

種別	件数	構成比(%)	前年比	増減率(%)
建物火災	23,641	54.0%	▲1,412	-5.6%
車両火災	4,467	10.2%	▲119	-2.6%
林野火災	1,494	3.4%	▲526	-26.0%
船舶火災	86	0.2%	▲5	-5.5%
航空機火災	1	0.0%	▲2	-66.7%
その他火災	14,052	32.1%	▲2,290	-14.0%
総火災件数	43,741	100%	▲4,354	-9.1%

2 総死者数は、1,678人、前年より53人の増加

火災による総死者数は、1,678人で、前年より53人増加(+3.3%)しています。

また、火災による負傷者は、6,560人で、前年より298人減少(-4.3%)しています。

3 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)数は、1,006人、前年より9人の増加

建物火災における死者1,269人のうち住宅(一般住宅、共同住宅及び併用住宅)火災における死者は、1,122人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、1,006人で、前年より9人増加(+0.9%)しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、88.4%で、出火件数の割合54.7%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)の約7割が高齢者

住宅火災による死者(放火自殺者等を除く。)1,006人のうち、65歳以上の高齢者は699人(69.5%)で、前年より4人減少(-0.6%)しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年と比較しますと、逃げ遅れ544人(18人の減・-3.2%)、着衣着火72人(17人の増・+30.9%)、出火後再進入12人(7人の減・-36.8%)、その他378人(17人の増・+4.7%)となっています。

5 出火原因の第1位は、「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数の4万3,741件を出火原因別にみると、「放火」4,884件(11.2%)、「たばこ」4,088件(9.3%)、「こんろ」3,484件(8.0%)、「放火の疑い」3,154件(7.2%)、「たき火」2,913件(6.7%)の順となっています。

6 住宅防火対策への取組

平成16年6月の消防法改正により、全住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年6月1日から、既存住宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、平成23年6月1日に全ての市町村で義務化されました。

消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した広報の実施や消防団、女性（婦人）防火クラブ、自主防災組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、平成23年6月にすべての住宅で義務化を迎えたことから、住宅用火災警報器設置推進会議を平成23年9月に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っています。

また、広報、普及・啓発活動として住宅防火防災推進シンポジウムを平成26年度には全国7ヵ所で開催したほか、住宅防火・防災キャンペーンや春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器のほか、防災品、住宅用消火器等による総合的な住宅防火対策を推進しています。

7 放火火災防止への取組

放火及び放火の疑いによる火災は、8,038件、総火災件数の18.4%を占めています。

消防庁では、ソフト対策として、春・秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに

基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取組が進められています。

8 林野火災防止への取組

林野火災の件数は、1,494件で、前年より526件減少（-26.0%）し、延べ焼損面積は約1,061.8haで、前年より約91.0ha増加（+9.4%）しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発しており、平成26年は特に乾燥気象が続き、1件あたりの焼損面積が拡大傾向となっていたため「林野火災に対する空中消火の積極的な活用について（平成26年5月16日消防特第90号、消防広第117号）」を各都道府県や消防機関へ発出し、ヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。具体的には、消防本部は、林野火災を覚知した場合、都道府県内の消防防災航空隊へ速やかに第一報を入れること、また、市町村長は、延焼拡大等の危険性を判断し、ヘリコプターによる空中消火活動が必要と判断した場合は、都道府県の知事等に対し、消防防災ヘリコプターの要請を速やかに行うこと等です。



問い合わせ先

消防庁国民保護防災部・防災課防災情報室
TEL: 03-5253-7526